

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費

事業名 介護認定調査員等研修事業（国補）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 高齢福祉課 介護保険者係 電話番号：058-272-1111（内 2598）

E-mail：c11215@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 964 千円（前年度予算額：951 千円）

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-----|------------|------------|------------|----------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産 収入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 951 | 475 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 476 |
| 要求額 | 964 | 482 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 482 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

県内の「要介護認定等の事務」が、全国一律の基準に基づき客観的かつ公平・公正に行われるよう、認定のプロセスに携わる認定調査員ならびに審査会委員等に対する研修を実施し、「要介護認定」について資質の向上ならびに平準化を図る。

（2）事業内容

介護認定調査員等研修事業

①認定調査員新規研修

開催時期：令和3年4月を予定

開催場所：岐阜圏域で1ヶ所を予定

対 象：新規に認定調査に従事する市町村職員

介護支援専門員実務研修修了者で新規に認定調査にあたる者

②認定調査員現任研修

開催時期：令和3年10月を予定

開催場所：岐阜圏域で1ヶ所を予定

対 象：市町村、広域連合、一部事務組合で認定調査票のチェックに従事する職員
現在認定調査に携わっている調査員のうち、各保険者が推薦する者

介護認定審査会委員研修事業

③認定審査会委員新規研修

開催時期：令和4年3月に岐阜、西濃、中濃圏域で開催予定

対 象：認定審査会委員の新任者に対する研修を実施

平成30年まで隔年で開催していたが、審査会委員の任期が2年から3年に延長されたことを受け、市町村ごとで任期が変わるため、令和元年度から毎年実施が必要となった。

④介護認定審査会代表者会議

開催時期：令和4年2月を予定

開催場所：岐阜圏域で1ヶ所を予定

対 象：介護認定審査会委員及び介護認定審査会事務局担当職員

(3) 県負担・補助率の考え方

負担区分：国 1/2、県 1/2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-----|-----------|
| 報償費 | 143 | |
| 旅費 | 150 | 費用弁償、業務旅費 |
| 需用費 | 280 | 資料代等 |
| 役務費 | 6 | 郵便代等 |
| その他 | 385 | 会場借り上げ料 |
| 合計 | 964 | |

決定額の考え方

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 認定調査員及び審査会委員等に対する研修を実施し、資質の向上と平準化を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | | 現在値 <small>（前々年度末時点）</small> | 目標 | 達成率 |
|-----|-------|-------|-----|---------------------------------|-----|-----|
| | () | () | () | () | () | % |

○指標を設定することができない場合の理由

保険者の介護認定調査員等の養成及び資質向上に向けての継続的な事業であり、数値目標になじまない。

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- ①認定調査員新規研修：令和2年4月～5月（市町村ごとに実施）
 受講者 98名
- ②認定調査員現任研修：新型コロナウイルスの影響により中止
- ③認定審査会新規研修：令和3年3月実施予定
- ④介護認定審査会代表者会議：令和3年3月実施予定

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ①認定調査員新規研修
 - ・介護認定調査の基礎的な知識と認定調査手法を理解し正確な認定調査を実施するための均一化が図れた。
- ②認定調査員現任研修
 - ・介護認定調査の特記事項の記載のポイントの講義とグループワークによって、介護認定審査会定に役立つ特記事項の記載について理解を得るほか、認

知症を有する高齢者の調査に係る講義を取り入れ、調査時の留意点を検討する研修会を開催している。(令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止)

③認定審査会委員新規研修

・介護認定審査における基礎的な知識と手法を理解し、特記事項を読み取る際のポイントを講義することで、正確な審査の実施するための研修会を開催予定。

④介護認定審査会代表者会議

・各保険者の審査会実施状況報告と課題の検討を行うほか、介護認定の県内状況の情報共有、審査の偏り等について意見交換を行う予定。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

○: 必要性が高い、△: 必要性が低い

(評価)

○

・この事業は、平成20年6月4日付老発0604001号厚生労働省老健局長通知に基づき、県内の介護保険の認定調査に従事する者が、公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能の修得及び向上をはかるために実施しているものである。
実施主体は都道府県である。

(1) 介護認定調査員研修事業

・認定調査に従事する新規及び現任者が要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させるためのものである。

(2) 介護認定審査会委員研修事業

・介護認定審査会委員新規研修は、新しく就任する介護認定審査会委員が要介護認定の仕組みを理解し、適切な二次審査・判定のために必要な知識を修得し、審査判定の適正化・平準化を図るためのものである。

・認定調査員現任研修と認定審査会事務局連絡会議は、要介護認定の現状と課題に対する情報交換を行い、各保険者が実施する介護認定審査会の知識の修得と審査技術の向上、平準化を図るためのものである。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

○: 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△: まだ期待どおりの成果が得られていない

| | |
|---|---|
| <p>(評価) ○</p> | <p>(1) 介護認定調査員研修事業 ・新型コロナウイルスの影響により、各市町村ごとに実施したが、各地域の実情を踏まえた研修が行われ、理解度の向上が図られた。</p> <p>(2) 介護認定審査会委員研修事業 ・介護認定審査会の役割等、適正化事業の実施状況など検討し、適正な審査会開催のために有効な取り組みである。</p> |
| <p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p> | |
| <p>(評価) ○</p> | <p>・研修テキストならびに研修用資料等は、要介護認定適正化事業事務局が作成しているデータを活用できるので、全国一律の基準で研修会を実施することができる。</p> |

(今後の課題)

| |
|---|
| <p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>(1) 介護認定調査員研修事業 ・認定調査への苦情、審査請求が毎年出てきており、調査員の資質の格差が生じていることが考えられる。今後も、公平・公正・適正な認定調査に結びつくような研修内容の充実が必要である。</p> <p>(2) 介護認定審査会委員研修事業 ・要介護認定適正化事務局が作成している、岐阜県における業務分析データの分析・評価を行い、各保険者独自の審査基準等を是正し、公平・公正・適正な介護認定審査会委員と事務局職員の資質の向上を図る必要がある。</p> |
|---|

(次年度の方向性)

| |
|---|
| <p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>継続すべき事業。認定調査及び認定審査の公平・公正・平準化を図るために、特に特記事項の記入および読取りに対する研修の充実を図っていく。</p> |
|---|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|-------------------------------|--------------|
| <p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p> | <p>【○○課】</p> |
| <p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p> | |